



### 【記入上の注意】

平成28年1月1日より、認定請求書には請求者および配偶者の個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。認定請求時には、請求者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）と本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証等）を提示してください。なお、郵送で申請される場合は、請求者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）および本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証など）の写しを添付してください。

※個人番号カードは、1点で個人番号確認書類、本人確認書類を兼ねることができます。

1. 「現住所」の欄は、請求者の住民登録の住所を記入してください。
2. 「配偶者」には、婚姻届を提出していないが、請求者と事実上婚姻関係にある者を含みます。
3. 「転入前住所」は大阪市外から転入の場合に記載してください
4. 「職業」は該当するものに○をしてください。※専業主婦は無職
5. 「加入年金情報」の欄は、請求者が加入している年金等の該当するものに○をしてください。
6. 「振込希望金融機関」の欄は、請求者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。（請求者名義以外の名義（配偶者・児童等）には振り込めません。）
7. 「18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童」の欄には、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）するすべての児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）について記入してください。
8. この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
  - ① 支給要件に該当する児童のうち、別居している場合は別居監護申立書
  - ② 支給要件に該当する児童のうち、請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童に対する養育関係を明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が海外に留学している場合は、海外留学等に係る申立書
  - ④ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
  - ⑤ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類  
※この他の書類も必要になる場合があります。

この請求書について分からないことがありましたら、区保健福祉センター児童手当業務担当にお問い合わせください。